



更正の請求書

令和 年 月 日 宜野湾市長 殿	所在地	
	法人名	
	代表者氏名印	印
	事業種目	
	電話番号	

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度分の市民税にかかる課税標準等について

地方税法 第20条の9の3 第321条の8の2 の規定により、つぎのとおり更正の請求をします。

	摘 要	申告等にかかる額	更正の請求金額
課 税 標 準	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	() 円	() 円
	試験研究費の増加等の場合の法人税額の特別控除額 ②		
	みなし配当の25%相当額の控除額 ③		
	法321条の8第4項または旧政令第48条の11の規定による法人税額等の控除額 ④		
	退職年金積立にかかる法人税額 ⑤		
	課税標準となる法人税額 ⑥		
法 人 税 割 額	分割法人における課税標準となる法人税額 $(⑥ \times \frac{\text{本市分従業者数}}{\text{全従業者数}})$ ⑦		
	法人税割額 $(⑥ \text{または} ⑦ \times \frac{\quad}{100})$ ⑧		
	法第321条の8第8項の規定による外国の法人税等の額の控除額 ⑨		
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑩		
	差引法人税額 $⑧ - ⑨ - ⑩$ ⑪		
	すでに納付の確定した当期分の法人税割額 ⑫		
	この申告により納付すべき法人税割額 $⑪ - ⑫$ ⑬		
	算定期間中に事務所等を有していた月数 ⑭	月	月
	均等割額 $(\text{法人等の区分による均等割額} \times \frac{⑭}{12})$ ⑮	円	円
	すでに納付の確定した当期分の均等割額 ⑯		
この申告により納付すべき均等割額 $⑮ - ⑯$ ⑰			
この申告による還付請求金額 $⑬ + ⑰$			

(更正の請求をする理由)

国の税務官署の更正の通知がされた日	令和 年 月 日
添付書類	法人税の更正、決定通知書の写し、及びその他の場合は事実を証する書類の写し